

1 2 月 1 5 日 (火)

(第 1 日 目)

平成27年第6回南関町議会定例会（第1号）

平成27年12月15日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 本田 眞 二 君

11番 橋 永 芳 政 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 議員提出議案第3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第6 議案第79号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第80号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第8 議案第81号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正す
る条例の制定について

日程第9 議案第82号 南関町行政手続における特定の個人を識別するため番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第10 議案第83号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第11 議案第84号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災
行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第12 議案第85号 南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定につ
いて

日程第13 議案第86号 南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関
する条例の制定について

日程第14 議案第87号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第88号 南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第89号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第90号 平成27年度南関町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第18 議案第91号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第92号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第93号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第94号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第22 議案第95号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第23 議案第96号 財産(土地)の処分について
- 日程第24 議案第97号 財産(建物)の譲渡について
- 日程第25 議案第98号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第99号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第100号 字の区域の変更について
- 日程第28 議案第101号 町道の路線廃止について
- 日程第29 議案第102号 町道の路線廃止について
- 日程第30 議案第103号 町道の路線認定について
- 日程第31 議案第104号 町道の路線認定について
- 日程第32 議案第105号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第33 議案第106号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第107号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第108号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 議案第109号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第37

一般質問について（2名）

① 2番議員 ② 9番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君
3番 井下忠俊君
5番 境田敏高君
7番 鶴地仁君
9番 山口純子君
11番 橋永芳政君

2番 杉村博明君
4番 立山秀喜君
6番 打越潤一君
8番 田口浩君
10番 本田眞二君
12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	佐藤安彦君	税務住民課長	菅原力君
副町長	雪野栄二君	福祉課長	北原宏春君
教育長	大里耕守君	経済課長	西田裕幸君
総務課長	永松泰子君	建設課長	古澤平君
会計管理者	木村浩二君	教育課長	島崎演君
まちづくり課長	大木義隆君	延寿荘長	福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成27年第6回南関町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番議員、11番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から12月18日までの4日間をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月18日までの4日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員大木敏晴君、打越潤一君より、平成27年度8月分、9月分、10月分の出納検査結果及び平成27年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされております。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第2点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会調査報告について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。調査事件の報告をいたします。

委員会調査報告書。本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結

果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

- 1、調査事件、自然災害に対する危機管理マニュアルの整備。
- 2、期間、平成27年9月から27年12月。
- 3、方法、担当者からの資料提供と聴取、各委員による調査検討を行いました。
- 4、調査の概要、10月26日と11月16日の両日、文教厚生常任委員会において担当者から説明を受けるとともに、危機管理マニュアルについて調査検討を行った。

まず、調査に至った事由であるが、本年8月25日に上陸した台風15号では、県下全域で停電が発生し、本町においても一部地域では3日間電気がない生活を強いられたところである。九州電力には電話がつかならず、復旧の見込み全く不明といった状況下、町に対しては情報不足、対応不足といった苦情が寄せられた。平成18年台風18号以来16年ぶりのことであり、対応に油断があったのではないかと。18号の体験が生かされず、自主防災組織設立も100%達成とはなっているが機能不十分であったと判断されるところから、危機管理マニュアルについて検討を行ったものである。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災以降、新潟県中越地震、平成23年3月の東日本大震災といった大震災を契機に、国をはじめ各自治体等では地震災害に対する危機管理の重要性が大きく取り上げられ、地震対策マニュアルの整備が進められてきたところである。また、最近では台風の発生や局所的な豪雨が多くなる傾向があり、被害も激甚化している状況であるところから今まで以上に危機管理対策を整備しておく必要がある。

南関町地域防災計画が策定されているので、日頃から理解・認識しておかねばならないが、危機が逼迫した際には要点をわかりやすくまとめた危機管理マニュアルの整備が大切である。また、災害の種類ごとの整備はもちろん、確実に防災・減災の行動がとられるようチェックリストを作成しておかなければ、危機管理マニュアルは十分機能しないであろう。

災害は、地震・台風・豪雨・火山噴火といった自然災害にとどまらず、昨今の社会情勢を見れば、犯罪、テロによる災害等も視野に入れなければならないが、文教厚生常任委員会では先の台風15号の反省に立ち、台風災害を念頭に置いた危機管理マニュアルを別紙のとおり作成したものです

文中に入れておりませんが、法という決まりと、律という罰ですね。この法律という名のもとに強制的に税金を徴収する国・自治体は国民、住民の生命、身体の安全と財産を守る責務を有しております。町当局においては所管ごと、災害の種類ごとに危機管理マニュアルを整備し、確実に実行されるチェックリストの作成を期待

するものです。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第3点は委員会報告についてです。議会運営委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、これを求めます。議会運営委員会委員長、田口浩君。

○議会運営委員会委員長（田口 浩君） 議員研修報告をいたします。

南関町議会議長、酒見喬様。

平成27年12月14日。議会運営委員会委員長、田口浩。

議員研修、糸田町、桂川町を下記のとおり報告いたします。

研修期間は、平成27年11月25日から11月26日。

場所は糸田町、桂川町は福岡県でございます。

出席者、田口浩委員長、井下忠俊副委員長、鶴地仁委員、境田敏高委員、立山秀喜委員、立山比呂志委員、酒見喬議長、橋永芳政副議長。随行が寺本議会事務局長でございます。

研修目的は、南関町に類似した町の議会がどのような運営をされているかを目的に研修をいたしました。

研修内容は、1つ目が福岡県田川郡糸田町。福岡県のほぼ中央に位置し、総面積8平方km、人口9,464名で、常任委員会は総務文教常任委員会、産業建設厚生常任委員会、議会広報常任委員会の3委員会。各委員会は6名で構成されております。一般質問の方法といたしまして、一問一答方式で発言時間は50分、順番は議運にて提出順番にくじ引きで決定しているということでした。

2番目が福岡県嘉穂郡桂川町。桂川町は、広さ東西約4キロ、南北に8キロ、面積20.14平方km。細長い逆三角形の形をしている。北西に飯塚市、南東に嘉麻市が隣接しております。道路は国道200号線が南北に走っているほか、八木山バイパスや冷水有料道路があつて、北九州や久留米・筑後地区、そして佐賀県鳥栖市を結ぶ大切な役割を果たしている。

研修は桂川町長、井上利一氏のあいさつに始まり、議長、東中政広氏両方の議員の紹介があり、質疑に入りました。

常任委員会は、総務経済建設委員会5名、文教厚生委員会5名、議会広報委員会4名の3委員会で議員定数12名で構成されております。

人口は、1万3,949名、6,277世帯となっております。一般質問の発言時間は最大60分、順番は提出順等の意見交換を行った。

まとめとして、今回の研修地を本町と類似した町を対象にさせていただき、両町を参考に取り組み活性化を図っていきたいと思います。

最後になりますが、両町ともに大変お忙しい中、温かい歓迎をいただきましたことを感謝申し上げます。

以上です。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

本日まで受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、2件を所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

平成27年第6回南関町議会定例会の開会において、平成27年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年も米の収穫も終わり、先ほど鶴地議員のほうから報告もありましたが、久々に上陸した大型台風15号により、2日間にわたる停電をはじめ、様々な影響はありましたが、特に大きな災害等は発生せず、まずまずの年ではなかったかと思っております。

今年の後半を振り返ってみますと、10月1日からは、予約型乗合タクシーの試行運転を開始しました。これまでに1,100人ほどの方に登録いただいております。医療機関への通院や買い物などを中心に御利用いただいております。これまでも申し上げましたとおり、この試行を通して、将来の公共交通のあり方の検討も含めて、皆さまの声を聞かせていただきながら、南関町に一番合った事業になるように取り組んでまいりたいと考えております。

南関町合併60周年の記念式典を10月17日土曜日に、18日日曜日には、合併60周年記念事業として、健康づくりウォーキングとグラウンドゴルフ大会を開催しましたが、多くの皆さま方に御参加いただき、盛会のうちに終えることができました。

私たちは今一度、先人の皆さま方の絶え間ない努力と偉業に感謝するとともに、新たに、次世代の子どもたちが誇りに思うような、行政と地域住民の皆さまがともに支え合う協働の町づくりを目指すことを確認したところであります。

11月8日日曜日には、町主催の防災訓練を第4校区の上坂下地区を対象として開催いたしました。当日は、地域住民の皆さまはもとより、自主防災組織、警察署、消防署、消防団、建設業協会、町社協、民生・児童委員の皆さま、地域婦人会の皆さまなど、たくさんの御協力の中で、局地的集中豪雨による土砂災害や

急傾斜地の崩壊等を想定しての訓練となりました。今回は、うすま苑への福祉避難所の開設や、消防団による土のう積み訓練などと、新しい取り組みも実施したところであります。今後も、町防災訓練の開催や各地域の自主防災組織との連携などにより、総合的な地域防災力の充実強化を図っていかねばならないと考えているところであります。

11月12日木曜日には、5月14日に調印いたしましたFWAVE株式会社に続き、富士ダイス株式会社と19億8,000万円の投資額として調印させていただきました。町の活性化、新たな雇用の創出に繋がるものであると大きな期待をしておりますが、今後も年明けには、大型の増設の動きもありますので、さらなる企業の立地に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さて、いつもお話をしております地方創生については、現在、町でも「南関町人口ビジョン」や「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成しているところであります。今回は、町職員をはじめ、議員の皆さま、審議会委員の皆さまからも貴重なヒアリングシートを提出いただいておりますが、これに合わせ、パブリックコメントでも幾つもの御意見や御要望をいただいておりますので、これから5年間のまちづくり、特に雇用拡大や起業の支援、少子化対策、定住対策などに役立てられるような計画を作成したいと考えております。

町議会におかれましては、地方創生に関する特別委員会も設置していただき、御尽力賜っていることに対し、改めてこの場をお借りして、お礼を申し上げる次第であります。

町民の皆さまの御意見や御要望については、本年度も11月10日から13日までの4日間、各校区での地域懇談会により伺うこともできました。各会場では、40人から60人ほどの参加者ではありましたが、様々な御意見や御要望をいただきましたので、これからのまちづくりに生かしていきたいと考えているところであります。

また、中学生との意見交換会は7月に実施しましたが、本定例会には、南関高校生が一般質問の傍聴に来られる予定となっており、年明けの高校生議会の開催に向けて、町議会の御協力のもと、18歳からの選挙権の引き下げなど、若い世代からの声を聞きながら意義あるものにしなければならないと思います。

11月29日日曜日には、南関町にとっても大きな問題、課題でありました熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」が落成しました。その屋根には、2メガほどのメガソーラーが設置され、地産地消型のエネルギーの開発・普及・啓発を推進する熊本いづくに県民発電所の発電も開始されました。

私どもは、これまでの建設までに至る経緯を忘れることなく、埋め立て、安定化

に要する少なくとも40年後の安全・安心を確保できるように、地域の皆さま方、監視委員会の皆さまとの協力のもとに、行政としての責務を果たしていかなければならないと考えております。

また、隣接地には、山の再生と竹の有効活用をあわせたバンブーフロンティア事業が進められており、各施設、事業が一体となって、環境教育と産業振興の全国モデルとなれるようにしっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

定住対策の目玉事業として進めてきました宅地分譲事業であるグリーンヒル二城も、いよいよ完成しまして、11月30日から12月10日までを募集期間として、12月5・6土日には、現地案内会を開催したところであります。昨日までに、希望区画が重複していない3区画が既に決定しております。今現在では、応募者が不足しているような状況でありますので、皆さま方の御存じの方にも、ぜひ御紹介いただければと思っております。

議会全協の中でも説明をさせていただいているバンブーフロンティア事業については、既にバンブーフロンティア株式会社も設立され、工場用地の取得や各事業との調整をされているところであり、試作品の種類も増えており、今後は、熊本県庁や熊本空港にも展示されることとなっております。

また、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」も、調査委託業務を発注しており、近隣自治体との調整や各種調査に取りかかっております。

この2つの事業につきましては、11月26日木曜日に総務省で開催されました「第5回自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」で、南関町がマスタープラン策定自治体の代表としてプレゼンテーションをさせていただき、皆さまの関心の高さを身を持って感じたところであります。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、このほかにも延寿荘民営化の取り組み、役場庁舎・公民館の建替え・改築の問題、南関高校の跡地活用の問題、白秋生家の改修など、多くの問題や課題もありますので、今後とも議会の皆さまの御理解と御支援を賜りまして、町づくりを進めていきたいと考えているところであります。

今回の議案の提案につきましては、南関町農業委員会の定数に関する条例の制定など、条例の制定についてが3件、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定など、条例の一部改正についてが7件、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定についてが1件、平成27年度一般会計補正予算のほか各特別会計補正予算についてが6件、財産・土地の処分についてが1件、財産・建物の譲渡についてが1件、指定管理者の指

定についてが1件、字の区域の変更についてが2件、町道の路線認定・廃止がそれぞれ2件、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが1件、南関町固定資産評価員の選任についてが1件、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任についてが3件を提案しております。特に、一般会計補正予算は、総務費の白秋生家の土地・建物鑑定評価委託料として231万2,000円、土木費の南関中学校通学道路の測量設計委託料として748万3,000円、教育費の南関中学校ユニバーサルデザイン対策工事として440万6,000円など7,634万6,000円を増額し、一般会計の予算総額を58億7,599万6,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第5 議員提出議案第3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議員提出議案第3号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。10番議員、本田眞二君。

○10番議員（本田眞二君） おはようございます。ただいま議会の中で広報委員長を務めております本田です。

それでは議員提出議案第3号を読み上げます。

平成27年12月15日提出。南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、南関町議会議員、本田眞二。賛成者、南関町議会議員、立山秀喜、賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、酒見喬、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、境田敏高、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、田口浩、賛成者、南関町議会議員、山口純子。

南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、南関町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。広報調査特別委員会が発行する山郷は、平成18年8月に創刊して以来、第39号まで発行され、創刊から9年が経過し、議会の活動や情報を町民に届ける手段として定着し、評価もいただいております。その調査特別委員会は、創刊時に設置され、議会だよりの編集・発行という活動は年間を通して

の活動であり、常設の委員会でありながらも特別委員会となっております。

ここ数年では、全国で広報常任委員会を設置している団体も増えております。この全国的な流れの中、当町でも今後議会として議会広報紙の役割や使命はますます増加していくものと思われまます。そのために特別委員会ではなく、常任委員会として条例で位置付ける必要があるためというのが理由です。

次ページをお願いします。内容としまして、2段目から読みます。

南関町議会委員会条例の一部を改正する条例。南関町議会委員会条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改める。

第2条第2号の次に次の1号を加える。（3）広報常任委員会6人以内。ア、議会だよりの編集及び発行に関する事項。イ、その他議会の広報に関する事項。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。

全員起立です。

したがって、議員提出議案第3号、南関町議会議員条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

お諮りします。日程第6、議案第79号から日程第36、議案第109号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第79号から日程第36、議案第109号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- 日程第 6 議案第 79号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 80号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 81号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 82号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 83号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 84号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 85号 南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 86号 南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 87号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 88号 南関町老人福祉施設延寿荘設置条例などを廃止する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 89号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 90号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 18 議案第 91号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 19 議案第 92号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 20 議案第 93号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 94号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正

予算（第3号）について

- 日程第22 議案第 95号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第 96号 財産（土地）の処分について
- 日程第24 議案第 97号 財産（建物）の譲渡について
- 日程第25 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第 99号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第100号 字の区域の変更について
- 日程第28 議案第101号 町道の路線廃止について
- 日程第29 議案第102号 町道の路線廃止について
- 日程第30 議案第103号 町道の路線認定について
- 日程第31 議案第104号 町道の路線認定について
- 日程第32 議案第105号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第33 議案第106号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第107号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第108号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 議案第109号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私から、第79号議案から第86号議案まで続けて説明をさせていただきます。

まず、第79号議案でございます。南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

南関町議会議員の報酬は、平成17年度において町の行財政改革を御理解いただき、議員提案として10%減額の改正を本則として実施されておりました。その後、議員の定数を4名削減され、議員定数12名とし、平成18年の選挙から実施されております。その後6年間、減額した状態を続け、平成23年度には町長等の減額特例の期限の到来に合わせて改正を行い、第4次行政改革大綱の成果を評価するとして議会議員の報酬についても期間を限定とした特例条例で、平成23年4月から平成28年3月までの5年間において、平成17年度の本則条例を5%増額することとしております。そしてその特例条例がこの平成28年3月31日をもって失効することとなります。

そこで、町は11月13日に南関町特別職報酬等審議会を開催し、町長が議会議員の議員報酬についての諮問を行いました。慎重に熱心に審議をいただきました。その結果、審議会から社会経済の状況も若干ながら上向きであると。それから行政改革の一樣の成果も認めると、それと議員定数が削減されているにもかかわらず、自主的な特別委員会を設置して自主協議などするということについて評価をいただきました。

そしてその結果、妥当との答申をいただいたところでございます。その答申を受けまして、議会議員の報酬金額を改正する提案をするものでございます。

以下は、議案で説明させていただきます。

まず、議長の報酬、31万5,000円を33万3,000円に改め、副議長の報酬26万円を27万5,000円に改め、議員の報酬23万6,000円を25万円とするものでございます。さらに今回新たに、各常任委員会と議会運営委員会の委員長の報酬についても検討いたしました。各委員長は各委員会の代表として責任があり、各委員会の案件処理のため各課長との日程等の事前協議など調整が必要になったりと重責を担っていただいております。このことから、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会及び先ほど議決のありました広報常任委員会、そして議会運営委員会の委員長の報酬を26万円とするものでございます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、８０号議案、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）、以下を番号法と呼ばさせていただきます。その番号法第３１条に基づきまして条例改正をするものでございます。

この番号法３１条では、番号法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、行政機関が講じることとされている特定個人情報の取り扱いに関する措置の趣旨を踏まえて、町は南関町個人情報保護条例の改正を行います。今回、３０条では、情報提供等記録について行政機関等の読替規定を定めております。町におきましても情報提供等記録について、番号法第３０条を踏まえまして条例を改正いたします。

この条例の中で第２条の定義のうち第６号として情報提供等記録を追加しているものでございます。情報提供記録とは、番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録された特定個人情報をいうと定めています。

次に、第１２条の２第２項においては、特定個人情報の利用の制限を規定していますが、生命、身体、財産の保護のためであれば利用できるとしておりますけれども、この個人情報等記録についてだけは適用除外としております。番号法第３０条において情報提供等記録については目的外利用は一切禁止されているためでございます。また、３５条に第２項として、実施機関は情報提供等記録の訂正をした場合には、その旨を請求者並びに必要なと認めるときは総務大臣及び番号法第１９条第７号に規定する情報紹介者または情報提供者（当該訂正に係る番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならないと定めています。これも番号法第３０条において情報提供等記録の訂正をした場合には、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣及び番号法第１９条第７号に規定する情報紹介者または情報提供者に対し通知、その他必要な措置をとることを定めることとしているために追加をしたものでございます。

最後に、第３６条第１項において情報提供等記録については、利用停止等の請求を認めないようにすると定めています。これも番号法第３０条において情報提供等記録については、利用停止の請求が認められていないため除外するものでございます。

改正規定の施行日を平成２８年４月１日とするものでございます。

以上をもちまして、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

番号法において特定個人情報の保護対策の1つとして、地方公共団体等の機関等には特定個人情報保護評価の実施が義務付けられております。特定個人情報保護評価とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルである特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものでございます。

そこで南関町におきましては、この第三者による点検を南関町情報公開個人情報保護審査会により実施することとするため、南関町個人情報保護審査会条例を改正し、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項を審査会が調査・審議する実施機関からの諮問事項の1つとして位置付けたものでございます。

改正事項といたしまして、設置目的を定める第2条中1号に情報公開条例第19条の規定による不服申し立てに関する事項、第2号に個人情報保護条例第42条の規定による不服申し立てに関する事項、第3号に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項を追加をしたということでございます。この事項を調査・審議するためにこの南関町情報公開・個人情報保護審査会を置くこととするものでございます。

また、審査会の会議の定足数を委員の半数以上としておりましたが、これを過半数とし、審査会の会議を開催するためには委員の半数を超える出席者が必要であることとしたものでございます。

改正規定の施行日を平成28年4月1日とするものです。

以上をもちまして、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第82号議案、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、この番号法によるマイナンバー制は個人番号を利用することに

よって国の行政機関や地方公共団体が保有する個人情報をも効率的に照合・確認することができるようになり、より公正な社会保障の給付や税負担が確保される一方、社会保障給付の手続き等のときに必要な所得証明書等添付書類が不要になるなど、住民の負担が軽減されることが目的となっております。

この個人番号の行政事務における利用については、番号法によりますと、個人番号を利用できる事務、これを法定事務といたしますが、これが列挙されております。そのほかに町において条例を定めることによって機関内で個人番号を利用すること、これは南関町の中で利用するという意味でございます。それから町の同一機関内で利用する、提供する、これは機関内ですから町長部局と町長部局、それから教育委員会と教育委員会というふうに同一の機関内で利用提供できるということです。

それからもう1つ、町の機関から同じく町の他の機関にその事務を処理するための必要な限度で特定個人情報を提供できる。つまり町長部局と教育委員会部局が連携できるということになるわけですが、条例で定めるとそれができると定めているものでございます。

そこで町は効果的な運用を図るため、この南関町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することといたしました。

条例の説明をいたします。第1条におきましては、趣旨として南関町が独自にこの個人番号を利用できる、そして先ほど申し上げました南関町の同一機関内で情報の提供ができる、このことが2つ目。それとその他の機関への情報の提供ができるということも条例制定の目的としております。

それから第2条におきまして、定義として、個人情報、個人番号、特定個人情報、特定番号利用事務実施者、そして情報提供ネットワークシステムを定めているものでございます。

そして第3条では町の責務として、適正な取り扱いを確保するための措置を講じなければならんというふうに定めております。

そして第4条では、先ほど申し上げました法定事務以外で独自に個人番号を利用できる事務を別表第1に、そして別表第2には法定事務及び独自利用事務を同一機関内で提供ができる事務。

続きまして第5条で、別表第3においては法定事務と独自利用事務を南関町の機関と他の機関、先ほど申し上げました町長部局と教育委員会が関係をしてこの情報の提供を受ける事務ができると定めているものです。

この条例の施行に関しましては、まだ今のところこの事務についてほかに検討しているところでございますが、今後また見直しをすることも必要になるかというこ

とは感じているところでございます。この施行に関しましては、規則において具体的に制定することとしているところでございます。

附則といたしまして、施行日を番号法により個人番号の行政事務への利用が開始される28年1月1日としているものでございます。

別表第1、別表第2、別表第3と定めておりますが、個人番号の利活用が想定される南関町の独自利用事務でございます。簡単に申し上げますと、南関町子ども医療費助成に関する事務、南関町重度心身障害者医療費助成に関する事務、南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務、南関町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付に関する事務、南関町児童手当事務に、これは事務処理規則に関する事務としているところでございます。

以上をもちまして、南関町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由と議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第83号議案です。南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

この条例の改正にあたりましては、提案の理由といたしまして、延寿荘の民営化、それから農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年号外法律第63号）の施行によるものでございます。

南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、まず延寿荘が民営化されることに伴いまして、別表第1、町嘱託医の項、報酬の額の欄中「延寿荘医」、「月額」及び「25万4,000」を削ることとするものでございます。

次に、農業委員会の会長の報酬を年額として、15万6,800円を20万円に改正し、同じく委員の報酬を年額として14万8,000円を17万円とするものでございます。これは農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会の定数が現在の20名を11名と減数し、また農業委員会の業務の重点を農地利用の最適化の推進であることを明確化し、農地利用の最適化の推進に関する指針等を作成したりするなど、意思決定を行う責任が重いものであると判断をしたものでございます。このことから報酬を増額した次第です。

また、農地利用最適化推進委員の新設に伴う委員の年額報酬を10万円とするものでございます。農地利用最適化推進委員は担当地域において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を地域で現場活動を行います。農業委員と農地利用最適化推進委員は連携して活動を進めていただくこととなっていることです。

改正規定の施行日を28年4月1日といたします。

以上をもちまして、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、84号議案、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と議案の説明をいたします。

この2つの条例の改正にあたりましては、同一目的で改正するものでございますので、2つの一部改正条例を本則の中で条建てにしております。提案の理由といたしましては、共通して延寿荘の民営化によるものとなります。

まず、第1条として、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例で、第2条中特殊勤務手当の種類のうち、4号、深夜勤務手当、5号、介護手当を削ることとしています。さらに延寿荘職員を対象としておりました深夜勤務手当を規定しております第6条及び介護手当を規定しております第7条を削って、第9条を第7条に繰り上げるものでございます。

次に、第2条として南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第2条の表、同報系無線の項設置場所等の欄中「及び南関町老人ホーム延寿荘」を削るものでございます。

改正規定の施行日は、平成28年4月1日とするものでございます。

以上をもちまして、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由それから議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行してください。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第85号議案、南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、提案理由及び提案の説明をいたします。

農業委員会がその主たる使命であります農地利用の最適化、中でも担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をより果たせるように

するため、農業委員会法が改正されたところがございます。このことを受けまして、当町の農業委員の任期が平成28年3月31日で任期満了になることから、制度改正に合わせて条例の改正・制定を行うものがございます。

農業委員の選出方法が公選制から町長の議会同意による任命制に変更になります。従来の南関町農業委員会の選挙による委員の定数条例を全部改正をいたしまして、南関町農業委員会の委員の定数に関する条例を新たに制定するものがございます。

改正農業委員会法によりますと、過半数以上を原則として認定農業者とすることや農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること、また、女性・青年も積極的に登用することなどが定められているところです。重ねて農地利用最適化推進委員も新設し、相互に連携して農地利用の最適化の推進を図るため、南関町では定員を11名としたものがございます。

この条例では、まず目的としまして、第1条に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、南関町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とすると定めて、第2条には定数を見出しとして南関町農業委員会の委員の定数は11人とするものがございます。

附則といたしまして、改正農業委員会法の施行日であります平成28年4月1日から施行するとしております。

以上をもちまして、南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第86号議案、南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由、議案の説明をいたします。

現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員と密接に連携するものとするものです。また、この推進委員は自らの担当地区において担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など自分の地域における現場活動を行うものとし、具体的には人・農地プランなどの地域の農業者の話し合いを推進したり、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進したりして農地中間管理機構とも密接に連携する必要もがございます。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施して、その結果で農業委員会が委嘱することになります。従前の農業委員が20人でしたので、今回の改正を受けまして農業委員を11人として、農地利用最適化推進委員も11人として農地の確保を推進していくことといたしました。

条例の説明でございます。第1条として、目的を農業委員会等に関する法律の一

部を改正する法律に基づき、南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とすると定めています。

次に、第2条として、この南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を11人とすると規定しております。

附則としまして、この条例は先ほどの農業委員会の委員の定数に関する条例と同じく、改正農業委員会法の施行日であります28年4月1日から施行するとしているものでございます。

以上をもちまして、南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 第87号議案、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容について御説明いたします。

提案理由としましては、地方税法の改正と番号法の内容の見直しが行われたことによる改正でございます。

今回の改正の主なものは、議案書1ページの第1条としまして、徴収猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収の猶予及び換価の猶予について所要の見直しをすることとされたものでございます。

主な内容としましては、議案書1ページから3ページの第8条、第9条で徴収猶予について、議案書3ページから4ページの第10条、第11条で換価の猶予について、議案書4ページの第12条で担保を徴する必要がある場合を新たに追加して改正したものでございます。この中で、第9条第1項第6号及び第2項第4号では、猶予金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合は担保に供するものの内容の記載と書類の提出を謳っております。第9条第7項では、災害、その他やむを得ない理由により申請書の補正を行う期間を20日とするとしております。また、第11条第1項では、申請等による換価の猶予の申請期限を申請を行うために必要な準備期間等を踏まえ6月の申請期限を設けております。

続きまして、議案書5ページの第2条におきましては、6月議会におきまして先決議案として御承認いただきました番号法改正に伴う所要の措置、番号法とともに法人番号も適用されることに伴う言葉の整理ということで改正しました条例内容につきまして、その後、番号法の見直しが行われたことにより、前回の改正内容についてさらに改正が必要となったために、今回の改正を行ったものでございます。改正の内容につきましては、関係条項の文言の削除と説明書きの追加等でございます。

なお、この条例の施行日は、第1条が平成28年4月1日、第2条が公布の日から施行するとなっております。

以上で、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第88号議案、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

理由といたしまして、南関町老人福祉施設延寿荘の民営化に伴い、条例を廃止する必要があるためでございます。この民営化に伴っての関連する廃止条令が6つありますので、それをまとめて南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例として御提案するものです。

次ページをお願いします。まず、第1号として、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例（昭和38年条例第23号）、第2号として、南関町デイサービス設置及び管理に関する条例（平成元年条例第11号）、第3号として、南関町特別養護老人ホーム延寿荘短期入所生活介護事業所の設置及び管理運営に関する条例（平成12年条例第23号）、第4号として、南関町特別養護老人ホーム延寿荘（指定介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護事業所の利用料等に関する条例（平成17年条例第23号）、第5号として、南関町延寿荘訪問介護事業所の設置及び運営に関する条例（平成19年条例第16号）、最後に第6号として、南関町延寿荘介護予防訪問介護事業所の設置及び運営に関する条例（平成19年条例第17号）でございます。

続きまして、附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例についての御説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第89号議案、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、農地の小災害復旧工事及び生活道路の補修工事を行うために条例の改正が必要なためでございます。

次ページをお願いいたします。改正内容を読み上げます。南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例。

南関町土木工事費補助条例（平成23年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林道の新設及び改良工事等の」を削り、「土木工事」の次に「等」を加える。

第2条第1号に、次のただし書を加える。ただし、農業振興地域の農用地区域内の農地（以下「農地」という。）の小災害復旧工事については、この限りではない。第2条第2号ア中「梁」を「りょう」に改め、同号ウ中「及び」を「、」に改め、「工事」の次に「及び生活道路の補修工事」を加え、同号エ中「工事」の次に「及び農地の小災害復旧工事」を加える。

第3条に次の1項を加える。2項農地の小災害復旧工事については、前項規定を適用せず、工事費の2分の1以内とし、補助金額の上限を5万円までとする。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、この改正により、地域団体等の中に農地の所有者である個人を含め、その農地については農業振興地域の農用地区域内の農地に限定し、補助金については5万円を上限とする2分の1補助としております。また、地域整備に必要な排水路の新設及び改良工事の次に生活道路の補修工事を追加しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第90号議案、平成27年度南関町一般会計補正予算（第5号）について御説明をさせていただきます。

その前に申し訳ありませんが、資料の不備がございました。3ページをお開きください。3ページの歳出のところでございますが、3款民生費、1項の社会福祉費の1項の1の数字が抜け落ちております。ここに1とお書き入れいただきたいと思っております。申し訳ございません。3ページの民生費の社会福祉費というところの前に1という数字が入るべきでございました。すみません、予算書でございます。

それでは御説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,634万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,599万6,000円とするものでございます。繰越明許費は今年度内に支出が終わらないものと見込まれます道路新設改良事業を繰り越すものでございます。また、地方債の補正といたしましては、道路橋りょう整備事業及び災害復旧事業の変更に伴いまして、地方債の変更を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。10款地方交付税、1項地

方交付税、1億4,584万4,000円を追加しまして19億2,584万4,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金2万2,000円を追加して82万円とし、2項負担金72万8,000円を追加して9,433万3,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,027万5,000円を追加して、3億7,249万8,000円とし、2項国庫補助金914万5,000円を追加し、3億8,137万5,000円とし、3項国庫委託金37万5,000円を追加し、4,299万4,000円とするものでございます。

15款県支出金、1項県負担金270万8,000円を追加し、2億1,955万6,000円とし、2項県補助金1,465万8,000円を追加し、2億6,658万8,000円とし、3項県委託金341万2,000円を減額し、2,556万6,000円とするものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入5万9,000円を追加して、261万9,000円とするものでございます。

17款寄附金、1項寄附金240万円を追加して、440万1,000円とするものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金1億2,223万7,000円を減額して、1億3,715万1,000円とするものでございます。

19款繰越金、1項繰越金1,120万4,000円を減額して、8,879万6,000円とするものでございます。

20款諸収入、4項雑入1,868万5,000円を追加して、1億186万8,000円とするものでございます。

21款町債、1項町債830万円を追加して、7億6,156万2,000円とするものでございます。

歳入合計が57億9,965万のところを7,634万6,000円を追加して、58億7,599万6,000円とするものでございます。

歳出です。1款議会費、1項議会費7,000円を追加して8,950万7,000円とするものでございます。

2款総務費、1項総務管理費476万3,000円を追加し、5億9,552万4,000円とし、2項徴税费47万5,000円を追加し、1億700万7,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費175万5,000円を追加し、2,982万5,000円とし、4項選挙費472万円を減額し、1,443万7,000円とし、5項統計調査費2万3,000円を追加し、792万5,000円とするものでございま

す。

3款民生費、1項社会福祉費3,506万6,000円を追加し、12億7,383万円とし、2項児童福祉費685万2,000円を追加し、4億7,808万3,000円とするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費101万5,000円を追加し、2億4,485万2,000円とし、2項清掃費50万7,000円を追加し、2億1,759万5,000円とし、3項水道費19万6,000円を追加し、338万8,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費1,048万円を追加し、2億9,111万4,000円とするものでございます。

6款商工費、1項商工費82万7,000円を追加し、1億4,452万9,000円とするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費78万2,000円を追加し、7,818万4,000円とし、2項道路橋りょう費761万円を追加し、4億9,273万8,000円とし、4項住宅費50万円を追加し、7,621万2,000円とし、5項下水道費77万円を追加し、1億2,020万9,000円とするものでございます。

8款消防費、1項消防費19万7,000円を追加し、2億220万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。9款教育費、3項中学校費577万1,000円を追加し、1億257万5,000円とし、4項社会教育費132万5,000円を追加し、1億790万円とし、5項保健体育費27万6,000円を追加し、2億9,216万6,000円とするものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費33万6,000円を追加し、2,232万円とし、2項公共土木施設災害復旧費239万1,000円を追加し、2,138万5,000円とするものでございます。

11款公債費、1項公債費85万8,000円を減額し、6億5,390万9,000円とするもので、歳出合計57億9,965万円のところを7,634万6,000円を追加して、58億7,599万6,000円とするものでございます。

繰越明許費は、道路新設改良事業として2億2,238万2,000円を繰り越すものでございます。

次のページ、地方債の補正でございます。道路橋りょう整備事業は、740万円増額し、限度額を1億9,930万円とし、災害復旧事業には90万円を増額して1,180万円と限度額を変更するものでございます。

次に、9ページをお開きください。歳入の内容説明でございますが、主なもの

け説明をいたします。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税で1億4,584万4,000円を増額するものでございます。これは、交付額の確定によるものでございます。

次のページをお開けください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金でございます。その下段のほうですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で848万8,000円を計上しております。これは小規模福祉施設のスプリンクラー等の整備事業分でございます、同額補助金として歳出するものでございます。

次のページ、同じく15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金でございますが、これも下段のほうで施設開設準備経費助成特別対策事業補助金として540万を計上しております。認知症高齢者グループホームの同額補助金として歳出するものでございます。

次に、15款県支出金、3項県委託金、1項総務費県委託金で5節選挙費県委託金でございます。342万5,000円を減額をしておりますが、熊本県議会議員一般選挙が無投票のため減額をするものでございます。

次のページをお開けください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、1億2,223万7,000円を減額をしております。財政調整基金から繰り入れを減額するものでございます。それから19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございます。平成26年度の確定によりまして1,120万4,000円の減額をして8,879万6,000円を純繰越金とするものでございます。

歳入は以上で、次に、14ページをお開けください。歳出で内容説明を行うものですが、主なものだけを説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、13節委託料、先ほど町長の挨拶の中にもございましたが、231万2,000円を計上しております。白秋生家の鑑定等々の委託料でございます。

次の15ページをお開けください。2款総務費、4項選挙費、7目熊本県議会議員一般選挙費、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、376万8,000円を減額をしております。無投票のためでございます。

次のページをお開けください。同じく8目です。農業委員会委員選挙費164万8,000円を減額をしております。改正農業委員会法による制度の変更による減額でございます。

次に、17ページ、3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費、19節負

担金、補助及び交付金でございますが、1,388万8,000円を歳出の予定としております。これは先ほど申し上げました国と県からの補助金を町の補助金として同額歳出するものでございます。

次、20ページをお開けください。7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、13節委託料748万3,000円を計上しておりますが、南関中学校線の測量設計委託料でございます。

次、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費440万6,000円を計上しております。この営繕工事は南関中学校のユニバーサルデザイン対策工事でございます。

主なものを説明をさせていただきましたが、以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第91号議案、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,577万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。11款諸収入、3項雑入941万9,000円を追加し、1,014万円とし、歳入合計補正額941万9,000円を追加し、歳入合計16億9,577万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款保険給付費、2項高額療養費750万円を追加し、1億3,613万円とし、4項葬祭諸費20万円を追加し、60万円とするものでございます。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金2,300万円を追加し、3億7,096万6,000円とし、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金5万9,000円を追加し、902万4,000円とし、12款予備費、1項予備費2,134万円を減額し、3,357万1,000円とし、歳出合計補正額941万9,000円を追加し、歳出合計16億9,577万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。11款、3項、5目雑入、1節雑入941万9,000円を追加するものでございます。国保連合会積立金返還金でございます。各保険者の審査支払手数料原資に積み立てられていたもので実費精算の考えに基づく返還金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険

者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金750万円を追加するものでございます。これは、一般被保険者高額療養費の見込み増によるものでございます。1つ飛ばしまして、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金2,300万円を追加するもので、財政安定化のための拠出金の見込み増によるものです。

8ページをお願いいたします。12款、1項、1目予備費、2,134万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第92号議案、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,632万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金に77万円を追加して、1億2,020万9,000円とし、歳入合計を1億6,632万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費を77万円増額して7,070万2,000円とし、歳出合計を1億6,632万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金に77万円を追加するものでございます。歳出に伴うものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費は1項総務管理費、2目浄化センター管理費、11節需用費に浄化センターの発電機の燃料費を2,000円、浄化センターの電気代として光熱水費を76万8,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第93号議案、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,487万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,64

2万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。2款使用料及び手数料、2項使用料1万9,000円を追加し、17万2,000円とするものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金743万5,000円を追加し、2億3,814万6,000円とし、2項国庫補助金422万5,000円を追加し、1億4,384万9,000円とするものでございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金1,169万4,000円を追加し、3億7,800万4,000円とし、5款県支出金、1項県負担金608万2,000円を追加し、1億9,239万9,000円とし、3項県補助金6万5,000円を追加し、458万4,000円とするものでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金535万7,000円を追加し、1億9,032万9,000円とし、歳入合計補正額3,487万7,000円を追加し、14億5,642万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費16万3,000円を追加し、353万7,000円とするものでございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費3,242万4,000円を追加し、11億6,023万2,000円とし、2項介護予防サービス等諸費67万2,000円を追加し、7,974万円とし、4項高額介護サービス等費649万2,000円を追加し、3,415万2,000円とし、6項特定入所者介護サービス等費200万4,000円を追加し、4,591万2,000円とするものでございます。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費19万6,000円を追加し、2,544万円とし、2項包括的支援事業費22万1,000円を追加し、733万6,000円とし、8款予備費、1項予備費729万5,000円を減額し、6,628万4,000円とし、歳出合計補正額3,487万7,000円を追加し、14億5,642万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。補正額の大きなもの、主なものについて御説明を申し上げます。上から1つ飛ばしまして3款、1項、1目の介護給付費負担金、1節現年度分に介護給付費国庫負担金743万5,000円を追加し、次の3款、2項、1目調整交付金、1節調整交付金402万4,000円を追加し、下の4款、1項、1目介護給付費交付金、1節の現年度分1,164万5,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。一番下の7款繰入金、1項、1目介護給付費繰入金、1節介護給付費繰入金519万9,000円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料14万2,000円を追加するもので、制度改正に

伴う電算システム改修委託料でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に居宅介護サービス給付費1,513万2,000円を追加し、3目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に1,567万2,000円を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。上の2款、4項、1目高額介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金に高額介護サービス費649万2,000円を追加し、2款、6項、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金に特定入所者介護サービス費199万2,000円を追加するもので、それぞれが見込み増によるものでございます。

10ページをお願いいたします。8款予備費、1項、1目予備費729万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第94号議案、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。款項の調整によります歳出予算の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。歳出についての説明です。1款、1項施設管理費として359万6,000円を減額し、1億4,240万8,000円とするものでございます。次に4款、1項予備費として359万6,000円を追加し、8,546万7,000円とするものでございます。予算の総額については変わりません。

4ページをお願いします。1款、1項、1目一般管理費でございます。内訳として7節賃金の395万2,000円の減額、13節委託料の35万6,000円の増額、臨時職員の退職による人件費等の調整でございます。次に、4款、1項、1目予備費として359万6,000円を追加し、予算調整をするものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 昼食の時間ですけど、予算書による説明だけ終わりたいと思いますので、そのまま続行してください。

福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第95号議案、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 5 7 4 万円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 2 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、5, 4 3 1 万 1, 0 0 0 円とし、歳入合計補正額 2 1 7 万 4 0 0 0 円を減額し、歳入合計 1 億 2 5 7 4 万円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 4 9 9 万 7, 0 0 0 円とし、歳出合計補正額 2 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳出合計 1 億 2, 5 7 4 万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3 款繰入金、1 項、2 目、1 節保健基盤安定繰入金 2 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額するもので、確定によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節負担金、補助及び交付金の基盤安定負担金を確定により 2 1 7 万 4, 0 0 0 円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですけれども、1 時まで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、お知らせをいたしておきます。

町長の挨拶の中にもありましたように、2 月に入り南関高校生の議会を開催したいと思っておりますけれども、その議会に伴ういろいろな面で勉強のために、今日南関高校生が 2 0 人ほど傍聴に来られます。それに伴う報道関係の方々が写真を撮らせてくれということでございましたので、許可をいたしておりますのでその旨御理解ください。

それでは、9 6 号議案からの説明を行ってください。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私から第 9 6 号議案及び第 9 7 号議案を続けて説明させていただきます。

まず、第96号議案でございます。財産（土地）の処分についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案をいたします理由は、財産の処分については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。また第3条には予定価格700万円以上である不動産であり、また土地の場合は条件としてさらに5,000平方メートル以上のものの不動産を売却する場合は、議会の議決が必要であると定めているものでございます。

そこで、南関町老人福祉施設延寿荘、南関町特別養護老人ホーム延寿荘及び南関町デイサービスセンター延寿荘訪問介護事業所、延寿荘介護予防訪問介護事業所、特別養護老人ホーム延寿荘短期入所生活介護事業所などの敷地でございます南関町大字上長田字立石592番1及び599番の雑種地2筆、並びに同じく上長田字立石616番1及び618番3の宅地2筆、並びにそのうちの3筆に隣接する里道の2本でございます。

処分する土地の対象といたしまして、その面積は里道2本の面積を除き、9,527.16平方メートルでございます。処分価格は2,690万4,699円です。また処分の契約の相手方は和水町平野の社会福祉法人三加和福社会理事長、尾浦武重氏となっております。

この土地の処分につきましては、去る12月11日において議会の議決が得られたときに本契約とする旨を記載した財産売買の仮契約を締結しております。

以上で、財産（土地）の処分についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第97号議案でございます。財産（建物）の譲渡についての提案理由及び議案の説明をいたします。

建物の譲渡につきましては、無償で譲渡することとしておりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によって、議会の議決を経る必要がありますので提案させていただきます。

譲渡する建物は、南関町老人福祉施設延寿荘、南関町特別養護老人ホーム延寿荘及び在宅介護支援センター等の建物でございますが、非木造の建物で浴室を建て増ししたり、また納骨堂を別途建設しております。5棟の合計床面積は2,718.58平方メートルでございます。この建物につきましては無償で譲渡することとしておりますので、処分費はゼロ円としています。また、処分の契約の相手方は和水町平野の社会福祉法人三加和福社会理事長、尾浦武重氏でございます。

この建物の譲渡につきましても、去る12月11日において議会の議決が得られたときに本契約とする旨を記載した財産譲渡の仮契約を締結しているものでござい

ます。

以上で、財産（建物）の譲渡についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 第98号議案指定管理者の指定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

ふるさとセンターの指定管理者につきましては、現在、株式会社西日本都市管理にお願いしておりますけれども、平成28年3月31日をもって指定期間が満了となることから、平成28年度からの指定管理者を選定することになりこれまで進めてまいりました。その結果、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例第5条第1項の規定に基づく指定管理者を次のように指定するものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、南関町ふるさとセンター。

2、指定管理者となる団体の名称及び所在地、団体の名称、株式会社グッドスタッフ。団体の所在地、熊本県菊池郡大津町大字室686番地1。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第99号議案及び第100号議案を続けて説明をいたします。

まず、第99号議案、字の区域の変更について、提案理由及び議案の説明をいたします。

本件は、平成23年度から実施しております県営土地改良事業で、南関西地区中山間地域総合整備事業のうち、今工区の改良事業の実施に伴い、字界の変更をするものでございます。県知事から字の区域の変更申請書の提出が11月16日付でございました。区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案させていただいております。

今回、提案させていただく地域は、南関西地区中山間地域総合整備事業の今地区18.0ヘクタールでございます。今地区と細永地区にまたがる地域で区画の整理を総合的に実施し、現在、委託先である熊本県土地改良事業団体連合会が換地処分に向けた調整を行っているところでございます。内容につきましては、議案書の中

でございますが、今地区の変更前、岩ヶ下、山ノ神、高田、深町、梶屋坂、後田、中島、増永、西ヶ浦、豊後浦の区域及び細永の変更前、婦智切、石原、国瀬町の区域を変更いたしまして、今地区の変更後は深町、岩ヶ下、高田、後田、西ヶ浦、中島、梶屋坂、山ノ神の区域とし、細永の変更後は婦智切、国瀬町の区域とするものでございます。

以上で、今工区の字の区域の変更についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第100号議案、字の区域の変更についてでございます。本件は、平成24年度から実施いたしました県営土地改良事業で南関東地区中山間地域総合整備事業のうち、梅葉諏訪工区の改良事業の実施に伴い、字界の変更をするものでございます。県知事から字の区域の変更申請書の提出が11月16日付でありまして、区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案をさせていただきます。

今回、提案させていただきます地域は、南関東地区中山間地域総合整備事業の梅葉諏訪地区で、3.4ヘクタールで下坂下地区と豊永地区にまたがる地域で区画整理を総合的に実施し、現在委託先であります熊本県土地改良事業団体連合会が換地処分に向けた調整を行っているところでございます。

内容につきましては議案書を御覧ください。変更前の大字が下坂下では梅葉諏訪、鎧田の区域及び豊永の変更前の区域としまして、大鶴、松ノ木平の区域を変更いたしまして、変更後は下坂下が鎧田、梅葉諏訪区域とし、豊永地区の変更後は松ノ木平の区域とするものでございます。

以上で、梅葉諏訪工区の字の区域の変更についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第101号議案から第104号議案につきましては、南関中学校の通学路整備にかかわる町道の路線の廃止及び認定のため、一括して御説明申し上げます。

はじめに概要を説明いたします。今回の南関中学校の通学路の整備につきましては、現在の町道南関中学校線である県道玉名・八女線から中学校の正門までの路線を正門から町道小原・四ツ山線を高速道路側に一部重複し、四ツ山の農道を通り、町道小原～寺の尾線と合流し、高速のボックスをくぐり、県道玉名・八女線を横断し、交流センター入り口の町道茶屋・相谷線まで延ばすものでございます。

まず、町道小原～寺の尾線につきましては、新たに認定する町道南関中学校線と重複する部分を廃止するために一旦全体を廃止し、重複部分を省いたところで新たに認定をするものでございます。

次に、町道南関中学校線につきましては、一旦全体を廃止し、町道小原・四ツ山線の重複する部分と四ツ山の農道部分、町道小原・寺尾線の廃止する部分を含めて新たに認定するものでございます。

それでは議案書で説明をさせていただきます。まず、路線の廃止につきまして御説明申し上げます。議案番号第101号をお願いいたします。

第101号議案、町道の路線廃止について。

提案理由は路線を廃止しようとする場合は、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。提案いたします廃止路線は、路線番号222、路線名、小原～寺の尾線で、小原字潜迫2109番地先から細永字寺尾1236番地先までの延長1,138メートルの路線でございます。

次に、議案番号第102号をお願いいたします。ここで議案書の文字の訂正をお願いいたします。議案書中枠内の起点・終点欄の南関町大字小原大字今宿となっておりますところを南関町大字小原字今宿に、それから南関町大字小原大字潜迫を南関町大字小原字潜迫に訂正をお願いいたします。

第102号議案、町道の路線廃止について。

提案いたします廃止路線は路線番号310号、路線名、南関中学校線で、小原字今宿2245番1地先から小原字潜迫2171番2地先までの延長152メートルの路線でございます。

次に、路線の認定について御説明申し上げます。議案番号第103号をお願いいたします。第103号議案、町道の認定について。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

提案いたします路線は、路線番号222、路線名、小原～寺の尾線で、小原字潜迫2115番1地先から細永字寺尾1236番地先までの延長1,024メートルの路線でございます。

続きまして、路線番号第104号をお願いいたします。第104号議案、町道の認定について。

提案いたします路線は、路線番号315、路線名、南関中学校線で小原字今宿2245番1地先から小原字四ツ山2108番3地先までの延長597メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） それでは私のほうから第105号議案から109号議案まで続けて説明をさせていただきます。

まず、第105号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字関下1393番地5、氏名、伊藤洋治、生年月日、昭和27年5月28日生まれ、満63歳でございます。このたび、現教育委員会委員の野田泰臣氏の任期が平成27年12月24日までとなっておりますので、新たに伊藤洋治氏を南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものでございます。

伊藤氏は、昭和50年3月に早稲田大学社会科学部を卒業され、昭和50年12年から株式会社寿屋に勤務され、51年10月からは南関町役場に勤務され、総務課・税務課で勤務されましたが、昭和54年2月をもって退職されています。54年4月からは福岡市立内野小学校、大牟田市立三池小学校などで勤務され、平成8年4月には大牟田市立高取小学校の教頭に就任されております。平成17年4月には柳川市立中島小学校の校長に就任され、平成24年3月に大牟田市立蔵永小学校校長を最後に退職され、33年間教職に就かれております。教師退職後は地域における奉仕活動をはじめ、平成21年度からは教育委員会事業評価委員を務めていただき、また南関中学校の学校評議員や図書館協議会の委員を引き受けていただいております。また、南関宿場町伝楽人として御茶屋跡の管理運営にも熱心に取り組んでおられます。経歴のとおり、その人柄も温厚誠実、人格も高潔で教育・学術及び文化に関する識見も優れた方でありますので、長年の教師生活から培われた教養と経験から、昨今の教育行政の諸問題について教育委員会委員として真摯に対応していただけるものと信じております。

以上のとおり、当町教育委員会委員として適任であると思われまますので御提案申し上げます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第106号議案、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。提案理由及び内容説明をさせていただきます。

地方税法第404条第2項の規定により、南関町固定資産評価委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字関町33番地、氏名、井上康幸、生年月日、昭和25年12月16日生まれ、満64歳でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在の固定資産評価員から辞職願の提出がありましたことから、新たに南関町固定資産評価員を選任したいので同意をお願いするものでございます。

井上康幸氏の学歴・職歴、お人柄につきまして御説明申し上げます。井上氏は昭和44年3月に熊本県立南関高等学校を卒業され、同年4月に南関町役場に入庁されました。収入役室をはじめとして、総務課勤務時代には財政係長を4年間務められ、その後収入役室長、教育課長、税務課長を歴任され、39年間南関町役場職員として勤められ、平成20年12月をもって教育課長の職を最後に退職されております。退職後は海釣りなどの趣味を生かされ、地域社会において文化、体育活動にも積極的に活動されておられます。そのお人柄につきましては、温厚で穏やかな中にも筋を通す強さをお持ちの方でございます。また、職員時代は財務財政に関する仕事が多く、理論的に物事を判断する能力にたけ、特に行財政運営に優れた識見を有する方であり、税務課長時代は町の税務行政に携わっておられることから経験も豊富であり、町の固定資産の家屋及び土地の評価を適正に行っていただくには最も適任であると思われまますので、ここに推薦申し上げる次第でございます。

何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます、提案の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、第107号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字上坂下147番地、氏名、西島文郎、生年月日、昭和23年10月3日生まれ、満67歳でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年1月3日をもって満了になりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任したいので同意をお願いするものであります。

西島文郎氏は昭和46年日本大学農獣医学部を卒業され、同年6月から株式会社寿屋に勤務され、株式会社ニコニコ堂、また平成11年から佐川急便株式会社に勤務され、平成17年に退職されております。退職後は区長や町青少年補導員、また第四小学校の学校評議員など地域活動を通して、地域の活性化に積極的に貢献していただいております。また、平成21年からは現在にわたり、国民健康保険・介護保険運営委員会委員なども就任していただいております。人格・見識とも立派な方

であり、本固定資産評価審査委員会委員として平成24年1月から1期就任していただいておりますので、本審査委員会委員としても経験があり、適任の方とされますので御提案申し上げる次第でございます。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第108号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字関町50番地9、氏名、伊藤豊、生年月日、昭和24年2月20日生まれ、満66歳でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年1月3日をもって満了になりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任したいので、同意をお願いするものであります。

伊藤氏は、昭和44年久留米工業学園短期大学を卒業され、昭和46年から南関町役場に勤務され、平成17年12月に退職されるまで36年間勤められ、農業委員会事務局長、町民課長、税務課長、給食センター所長を歴任されました。役場在職中は税務課での経験が豊富であり、本審査委員会委員としても適任の方とされます。退職後は区長を務められるなど地域活動に努められています。人格識見ともに立派な方であり、本固定資産評価委員会委員として平成24年1月から1期就任していただいておりますので、本審査委員会委員としても経験があり、適任の方とされますので御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

最後になります。第109号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字豊永6677番地、氏名、大原マツ子、生年月日、昭和27年7月26日生まれ、満63歳でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年1月3日をもって満了になりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として新たに選任したいので同意をお願いするものであります。

大原マツ子氏は、昭和46年3月に熊本県立南関高等学校を卒業され、昭和51年から福山司法書士事務所に勤務され、29歳のときに行政書士の資格を取得され、平成17年に事務所を廃業されるまで勤められております。またその後は、自宅で

行政書士事務所を開設されましたが、3年後には家庭の事情によって事務所を閉鎖し、行政書士の資格を返納されています。現在は本年度から国民健康保険・介護保険運営協議会委員に就任していただき、南関町の行政運営にも助言をいただいております。また、地域婦人会活動等を通して地域活動にも積極的に取り組んでおられます。温厚篤実な方で、人格識見ともに優れ、行政書士時代においては税の関連事務にも携わられていることから適任の方と思われますので御提案申し上げる次第でございます。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明は終わりましたが、南関高校生の傍聴が2時からということでございます。30分ほどございますが、今、提案がありました105号から109号までの審議を議員控え室でしたいと思っておりますので、議員控え室のほうに御集合ください。

-----○-----

休憩 午後1時33分

再開 午後2時03分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど町長からの提案のとおり、105号から109号までの議案を審議も終了しました。

-----○-----

日程第37 一般質問

○議長（酒見 喬君） 一般質問の通告があつておりますので、順次発言を許します。

2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 皆さま、こんにちは。2番議員の杉村です。今回、一般質問のトップバッターとして質問を行います。まず、私から3項目の質問をいたします。

まず最初に、幼児からの英語教育を進める考えはないかをお尋ねします。

英語は幼児からの教育が必要と常々私は思っており、町は教育に関しては、小中学校の電子黒板が行き渡ったばかりであります。まだまだ満足のいく環境とは言えず、先進的なICT教育向上が望まれるところであり、早急の課題として考えております。

南関町は「教育環境日本一を」と前回の一般質問で私から聞いたところでありますが、町長は教育環境に関してハード面は整っていると答弁されました。これからはソフト面の充実が必要で、ハード面、ソフト面、両面が整って初めて南関町が教

育環境日本一といえるのではないのでしょうか。ついては、幼児からの英語教育が重要で、幼いときから身に付けることが英語を覚えるのに適していると考えますが、町長並びに教育長のどういうふうにご考えているか、また推進していくかを尋ねる。

また、この質問に関して教育長は毎回答弁がちょっと長いようですので、簡潔、明瞭にお願いしたいと思っております。

次に、南関町は他の市町村と姉妹提携等はしていないが、今後において姉妹提携の考えはないかをお尋ねします。また、併せて防災総合協力等の締結と総合文化交流等を行う考えはないか。

私からの案として聞いてもらいたいと思います。宮城県柴田郡村田町は面積が78.38平方キロメートル、総人口、平成27年の9月1日現在で1万1,366人。また、工業は町内の各地で42社が創業されております。名産品として地酒、陶器などがあり、村田町は提携姉妹都市として国内では山口県の岩国市、また海外では有効都市を1989年にイギリス・ウェールズ、フリントシャー県と友好都市の姉妹提携をされております。

また、教育施設は小学校2校、中学校2校、高等学校1校、また町内を東北新幹線が通過しており、南関町と同様であります。バスは宮城交通の子会社ミヤコーバスが運行しており、高速道路も村田インターチェンジ、村田ジャンクション、これは山形自動車道の分岐点に当たり、ジャンクションが設けられております。また、国道4号線が通っております。

また、村田町の出身者としては、歌人の岩間正男、重量挙げ選手、東京オリンピック等で活躍された三宅義信・義行兄弟が知られているところであります。また、陸前の小京都としての環境が素晴らしいところであります。

このように南関町と非常に面積・人口・環境等が似ており、友好姉妹都市締結するには抜群の相手の町ではないかと思っておりますので、検討されてはいかがでしょうか。

ちなみに、村田町の町長さんも佐藤英雄さんといわれまして、佐藤つながりで何かの縁でないかと思っております。

続いて、3番目、副町長の所信について、また副町長となるに至る経緯について詳しく説明を求めます。

まず、副町長としての話が当初、佐藤町長から打診されて引き受けられたものか、雪野副町長から佐藤町長にお願いされたものか。また、雪野副町長は職員時代から頻繁に海外に渡航されていたが、海外で事業を営んでいたのか、現在も営んでおられるのか。事業内容は何か、また雇用として雇っておられるのか。また、営んでいた場合、副町長は税務の経験があるのでわかるかと思っておりますが、収入のあるなしに関係なく申告はきちんとされていたのか。また、副町長からイニシャルでわかると

思いますので、THさんとは何度渡航され、何の目的で行かれていたのか。金銭問題はなかったのか、その他にトラブルはなかったのか。

続いて、副町長は職員時代は先ほど申しましたとおり、税務の職務に就かれていた経験があるが、当時徴収事務もされていました。滞納額は減ったのか、その当時、増えたのか。

私になぜ、このような質問をするのかは、南関町を担う町長の次の人物として副町長にふさわしいか、疑問を払拭するため、また町民の方々がこの副町長なら町を任せても大丈夫と納得されるような説明を求めるものである。今回の質問で疑問が払拭されない場合は、何度でも質問内容を変えて今後行う覚悟であるので承知していただきたい。この場は議会中であり、虚偽のない、誠意ある答弁をお願いする。

この後は自席にて行います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員の一般質問に対する答弁を求めますが、傍聴者の方々に申し上げておきます。携帯電話やスマホ等につきましては、マナーモードか電源を切るなりしていただきたいと思っておりますので、その辺のところよろしくお願いいたします。

それでは2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） それでは南関高校生の皆さま、改めましてこんにちは。今回はですね、南関町の議会傍聴に来ていただきましてありがとうございます。選挙権が18歳に引き下げられるということで皆さま方にも、もう次の夏の参議院選挙から該当するんじゃないかと思えます。そういったことも含めまして、今回の傍聴を有効に活用していただいて、これからの自分たちの生活につなげていただきたいと思えます。

それでは、2番、杉村議員の幼児からの英語教育についての御質問にお答えいたします。

近年のグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、国は小学校における英語教育の拡充強化を推し進めている状況にあります。

現在、南関町でも各小学校に英語教育支援員を1名ずつ配置し、5年生から外国語活動を取り入れ学習を進めているところであります。また、ALT、外国語指導助手が月1回ずつ各小学校に出向き、担任とともに4年生以下の児童にも英語を取り入れた時間を実施しております。

国の動向として2020年度からは、小学校5、6年生の外国語活動が教科化され、加えて外国語活動が3年生から導入される予定にもなっております。このような状況を考えますと、子どもに英語教育を受けさせる必要性は年々高まってきていると感じております。

議員御指摘の幼児での英語教育に関しましても、小学校の教育でいきなり未知の言葉に触れるのと、幼い頃から英語に親しみを持っているのとでは、子どもの戸惑いも全く違うと思いますので、何らかの形で英語と触れること、つまり英語の音楽や絵本などを通じて楽しむ機会を設けることや、ALT以外の講師を導入しての英語教育などの方法を今後、探っていきたいと考えております。

次に、町姉妹締結についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、まだ南関町はいずれの都市とも姉妹都市締結はしておりません。今後において姉妹都市の締結の意味はないかとお尋ねですが、今後の南関町の自然環境、地理的環境が類似しているのみならず、新規の産業の連携を含む文化交流、親善を目的とした地域間締結の1つとして位置付けられるものであるとするならば、ぜひ締結したいと考えております。

まず、総合文化交流としては、北原白秋にちなんだ自治体との姉妹締結は考えられるのではないかと思います。自治体としては、神奈川県の大和市、同じく小田原市、福岡県の柳川市、熊本県の天草市であります。町としても、今後白秋生家保存整備をきっかけに、関係自治体に情報発信を行うとともに連携を密にしていきたいと思っております。また、放置竹林の課題解決と地域資源、竹を有効に活用した新しい産業の創出に向け、竹資源有効活用プロジェクトに取り組んでおられる、例えば京都府宮津市など、連携することでとても興味深いものになるのではないかなと思っております。ちなみに、この宮津市は、今朝のテレビでも天橋立が大きく放映されておりました。

まだ検討段階ではありますが、子どもたちや町民、民間交流団体の友好的交流も含めて、わくわくするような姉妹締結ができればいいなと考えているところであります。

次に、防災相互協力においては、県内の各市町村と災害時における相互応援協力に関する協定を県町村会、県市長会を通して締結しております。その中には必要な資機材や車両の提供、職員の派遣などを友愛精神に基づき相互に応援することとしております。また、有明定住自立圏の圏域で去る10月27日に、有明定住自立圏協定の締結を行いました。その際、災害応援協定も併せて締結式があり、自立圏協定が中心市である大牟田市対各市町であったのに対して、この災害応援協定は、この圏域の大牟田市、柳川市、みやま市、そして荒尾市、長洲町、南関町が福岡県、熊本県の県をまたいでそれぞれの市や町とで調印を行ったところであります。市町村に被害が及んだときにいち早く駆けつけ、応援する体制を取ることを定めたもので、応援が迅速かつ円滑に実施されるよう相互に協力することを確認しているところであります。

現在、特定の市町村と特別には防災協定は締結しておりませんが、地元での協力を仰ぎながら、そして我が町も地元の市町村を支えていくこととしているところでございます。

以上お答えしまして、副町長の所信等については副町長が答弁し、この後の質問につきましては自席より答弁させていただきます。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 2番議員、杉村議員からの質問に対してお答え申し上げます。質問要旨につきましては、副町長の所信ということでございます。

このたび、佐藤町長の推薦を受け、去る9月議会におきまして御同意をいただき、副町長に就任いたしました。本当に身に余る光栄でございます。また、責任の重さに身の引き締まる思いであります。もとより微力ではありますが、佐藤町長が進める重点施策を中心に、生み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障害のある方も安心して暮らせる環境の整備、この3本の柱を様々な政策の実現に向けて誠心誠意努力していくつもりであります。

南関町が抱えている課題というのは、非常に多様多難で、深さ重さは私が34年前に奉職したときとは比較にならないほど難しい時代になっております。待ったなしにやらねばならない課題もたくさんございます。その中で南関町が推進している定住対策や少子高齢化対策を核にしたまちづくり推進プロジェクトが展開され、5年を経過しております。その経過も至るところに現れつつあります。

さらに、このたび南関町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組み、住民の皆さまや議員各位、町職員からアイデアや意見を聞き、新しいまちづくりが始動し始めました。また、基幹産業である農業において専業農家の高齢化、後継者の減少、遊休農地の発生など、取り巻く環境は厳しいものがございます。これにつきましては、経済課・農業委員会とともに集落営農組織の構築や法人化等に取り組み、農業所得の向上と後継者の育成確保に努めていきたいと思っております。

また、近年の気象はめまぐるしく、自然災害は規模が大きく、各地で発生しています。災害に対する備えの必要性を再確認し、自主防衛組織の自主的な活動を支援していきたいと思っております。さらに住民の皆さまや町を取り巻く行政状況は多種多様な項目にわたっています。町の行財政改革を通して事業の優先順位を見極めながら、健康で健全な財政運営ができるよう努めてまいりたいと思っております。

町民の皆さまが将来にわたって安心・安全で暮らせるまちづくりを職員全員とともに、また職員として培った経験を生かして町長の補佐役として真剣に努めてまいりたいと思っております。

現在、これまで以上に議員の皆さまの御指導をいただきながら職務を全うしてい

きたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それから副町長となるに至る経緯について詳しく問うということで、先ほど杉村議員から御指摘ありました。ただいま所信で申しましたように、町が推進している住んでよかった南関町、南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略に私がまちづくりに微力ながらもお手伝いができるならと思い、そのことを佐藤町長が受け止められ推薦をいただき、前回の議会で御承認されましたのでこの壇上にいるわけでございます。どうぞよろしく申し上げます。

詳細について、先ほど杉村議員のおっしゃいました海外の渡航、雇用、税務申告、徴収等につきまして、簡潔にこの場で述べさせていただきます。

私は事情がありまして外国の方と。

○議長（酒見 喬君） 答弁者に申し上げますが、個人的なプライバシーの件につきましては極力控えていただきますようお願いいたします。

○副町長（雪野栄二君） はい、わかりました。詳細につきましては、自席のほうでお答えしますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 2番、杉村議員の幼児からの英語教育について私への質問が出されましたのでお答えをさせていただきます。

現在、町内には幼児教育機関として3機関がございます。こどもの丘保育園、それから認定こども園・ひまわり幼稚園、さらには文化幼児園という3施設があります。その3施設での現状をお尋ねしましたところ、以前ひまわり幼稚園においては、10年ほど前、英語教育に堪能な方においていただいて子どもたちと英語に親しむという場を設けておりましたけれども、その後講師の都合で今日まで取り組みができていないのが現状です。しかし、園としてはやはり英語っていうのは幼いうちに接することによって、英語に親しむことによって、国際的な感覚も身に付くということではぜひやりたいんですが、という相談までいただいたところであります。

さて、学校教育については先ほど町長答弁のとおりでありまして、町内の小学校に英語に堪能な塾の先生だとかですね、あるいは国際理解教育を携わった方々に町外からも応援に来ていただいております。そういうことで今も進めているんですが、肝心の南関中学校の英語の力っていうのは、残念ながら県平均に至らないのが実態でありまして、やはり英語教育には力を入れる必要があります、それも幼いうちからということですけど。

1つ興味深い資料を課長が先だってネットから仕入れました。日本語と英語の違い、これがですね、生い立ちの中で周波数によって、周波数、トーンですね。この

トーンの中で自然と身に付けられる周波数があると。日本語は非常に低い周波数ですが、英語領域は非常に高い周波数。したがって、もう空気のように早ければ早い時期にその英語を耳で仕入れれば非常に有効になるという、そういう調査結果があるということをお聞きしまして、なるほどこれは幼児からの英語教育の必要性っていうのをこれから啓発していきたいというふうに考えたところであります。

以上お答えしまして、あとは自席より答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 答弁ありがとうございました。

私のほうから3項目質問したわけなんですけど、まず最初英語教育ということで、幼児からの英語教育ということでお尋ねしましたが、町長のほうから前向きな回答をいただきましてありがたく思っております。また、教育長のほうから短く、簡単にありがとうございました。いつも長い答弁ですので、非常にうれしい次第であります。

まずですね、英語というのはやっぱり先ほど教育長が言われたように、小さいときから身に付けてすれば非常に覚えも早いわけなんです。今の南関町の教育ではどうしても最後まで勉強してもなかなか覚えられない。社会に出てもなかなか使わない、そういった状況でありますけど、英語というのはやっぱりどうしても小さいときに覚えていったがですね、大人になっても小さいとき覚えたのは何でも覚えてますよね。そういった状況をつくってあげないかということでは私は今回、質問しました。また、前回ですね、日本一の教育環境をつくろうじゃないかということで質問いたしましたけど、その中でもハード面は耐震化が進んで、もうほとんど南関町は耐震ができておるといことです。あとはもう今度ソフト面のこういった英語教育とか、いろんな面でICT、今から電子黒板もですね、やっと思いき渡って、全教室に付しまして、今後はタブレットを利用した教育環境をつくっていかねばならないと私は考えているところです。

あと中学校にエアコンですが、そちらのほうも現在、3基ついておまして、進んでいるわけなんですけど、そちらが一段落すれば、今回はもうやっぱりソフト面で環境を整えて、この南関町が教育に充実した環境で、県内・県外に誇れる、また視察等にも来てもらえる、行くんじゃなくて来てもらえる、そういった環境をつくってですね、また外観等も必要なんですけど、非常に南関町も地理的にすばらしい位置にありますので、そういった自然環境は整っている。あとは学力向上を目指して、南関町では教育が熱心だなと町外からの視察に来られる状況、そういったのも必要じゃないかと思っております。ぜひですね、この幼児から教育を行って、「わあ、南関町の子どもさんたちは英語はすばらしいな」と言われるような、そういっ

た環境もつくってってもらいたいと思っております。

続きまして、私のほうから友好都市関係で質問いたしましたけど、防災相互協力、これは有明圏域定住促進ですかね、そちらのほうで県外大牟田市、みやま市、長洲町、荒尾市と締結されてるわけなんですけど、やっぱりどうしても近いよりもちょっと離れたですね、防災面ではお互い東北の震災がありましたけど、そちらのほうで九州から応援に行った、遠く離れたところで震災があったそういった場合は、近くよりも九州での締結よりも遠く離れたところから応援に来てもらう、またこちらから応援に行く、そういった防災協力を締結したらいいんじゃないかと思っております。

先ほど町長のほうから三浦市、小田原市、柳川市、そういった案が出されておりましたけど、私が言ったのが宮城県の村田町ですね。そういったところがちょうど町の人口的にも面積的にも南関町に、非常に交通機関も似て、高速も通過しております。あと新幹線もあります。非常に南関町と似通ったところでありまして、私からの提案としてちょっと出していったんですけど、北原白秋の生家が外目にありますけど、そういった北原白秋との絡みもありましてこのような三浦市さん、小田原市さん、柳川市さんと出されたんだと思うんですけど、私はどこでも構いません。お互いの文化交流とかいろんな交流ができて、またこちらから行く、向こうから来てもらう、お互い交流を深めていければなと思っておりますので、その辺を検討させていただきたいと思います。前向きな検討をされるという感じで私はとらえましたが、よろしく願いしときます。

続きまして、3点目、副町長の所信を聞いたわけなんですけど、所信はすばらしいもんであって、非常に町長の次の南関町としての顔ですけど、所信で述べられたことは非常に立派です。立派ですけど、過去の経験を副町長本人の過去からすれば大丈夫か、そういった懸念があります私にはですね。また、町民の方々も「大丈夫なのか」と、そういった心配をされております。

私が最初、尋ねましたとおり、この話が町長のほうから言ったのか、また副町長のほうからお願いされたのか、どちらかをはっきりしてもらいたいと思います。ちょっと先ほどの答弁ではわからなかったので、私は副町長のほうからお願いしたいと思いますので。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいま杉村議員から御質問がございました副町長の着任とございますか、経緯についてということでございます。先ほど申しましたように、役場に34年勤めており、やっぱりまちづくりというのが心の中にありまして、その表現として同僚の課長でありました佐藤町長とも何回かお話したこともあります。

その中でそういう形で今回、まちづくりをやっぱり一緒にしたいというような意向も私は中で伝えとったと思います。そういう形で今回、このような感じで御指名をいただきました。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 今の答弁でよろしいですか。

2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 今ですね、私が質問したのは副町長から町長にお願いされたのか、町長から先にお願いされてこられたのかをお聞きしてるんです。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 町長のほうから指名をいただきました。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） では、町長のほうからまず、話は副町長のほうにあったということで理解してよろしいですか。

続きまして、副町長は職員時代、税務課におられました。課名は変わっておりますけど、税の仕事、農林課の仕事、農業には精通されて立派です。税のほうもですね、当初質問した中で、徴収の件ですよ、徴収のほうは当時、滞納はアップしてたんですかね、下がってたんですか、徴収率は。担当されてて徴収はアップしたんですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいまの質問でございますが、南関地区を担当してまして一応徴収はアップしてたと思います。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 徴収されてて徴収率はアップしたんですよ、今の答弁ではですね。だったら滞納は減ってくるのが当然ですよ、でしょ。滞納が減るのは当然でしょ、徴収率がアップしたんだから。でも、滞納額はアップしてるんですよ。その辺をどう理解するんですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 事案、全体的な徴収率ですか。それとも、すみません。

○2 番議員（杉村博明君） 全体的でも構いませんよ。今、言われたのは徴収されてて徴収率はアップしてると。議長よろしいですか、議長。

○議長（酒見 喬君） 質問者に申し上げますが、副町長が当時勤務されていた税務課、年号は何年から何年ぐらいまでというところがわかりましたら、それも一緒に言ってください。

2 番議員。

○2番議員（杉村博明君） 平成16年ぐらいじゃないですかね。私が18年からその後を継いでおりますので、雪野副町長の後に私は異動してきたとっておりますけど、いかがですかね。だから平成16年前後だと思います。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 平成16年は2回目に税務課におりました。はい、たぶんそうだと思います。徴収は夜間徴収を含めて南関地区を回っておりまして、徴収していたと思います。アップかどうかはちょっと急にはわかりませんが、

以上です。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 滞納額はですね、アップしてたんですよ。年々とアップしてるんですよ。どういった徴収をされたのか私はちょっと疑問に思います。この話はまた疑問に思っておりますので次回でもするかと思っておりますけど、次にですね、副町長は職員時代から頻繁に海外へ渡航されておりましたよね。この目的として事業をされてたのか、今でもされてるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいま議員の質問に対して、先ほども出ましたけれども、事業については、もう農業を、先ほどちょっと言いかけてましたが、家族の名義で家族がやっておりました。私じゃございません。

○議長（酒見 喬君） 質問者に申し上げますが、それ以上のことについては、個人的なプライバシーについては質問を控えていただきたいと思います。事業までは構わないとは思いますが、その辺のところをおくみの上お願いいたします。

2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 事業では農業をされてたということで言われましたけど、そのほかに事業をされてなかったですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 私ではなく、家族の名義で運送屋をやっておりました。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 運送屋というのはタクシー事業でしょうか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） そのとおりでございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） その事業を雪野副町長が出資されて、申告はどうされてますか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

- 副町長（雪野栄二君） 向こうで資産なり財産っていうのは私名義じゃございませんし、家族が生活のためにやっていたというだけです。申告等はこちらでは何もしてません。
- 議長（酒見 喬君） 2番議員。
- 2番議員（杉村博明君） 出資はその事業を始めるに当たって、出資は雪野副町長がされてたんですよ。
- 議長（酒見 喬君） 副町長。
- 副町長（雪野栄二君） 私が出資をしたたということで今、おっしゃいましたけれども、一部はありますけども大半は向こうの家族のものでございます。
- 議長（酒見 喬君） 2番議員。
- 2番議員（杉村博明君） 大半はと言われますけど、当初は雪野副町長が出されて、出資されてこの事業を開始されたということですよね。だったらこの収入のあるなしについての申告はどうされましたか。
- 議長すみません。
- 議長（酒見 喬君） 2番議員。
- 2番議員（杉村博明君） 未申告なのか、申告されてるのかをお聞きします。
- 議長（酒見 喬君） 副町長。
- 副町長（雪野栄二君） 大半はと表現されましたけど、一応少しは出したと思うんですけども、今おっしゃるように生活のためにお金を渡したっていうだけで、別に事業のどうのこうのっていうのはありませんけど、申告はしていません。
- 議長（酒見 喬君） 2番議員。
- 2番議員（杉村博明君） 多少なりとされてたんなら、申告は必要なんですよ。金額に高い、低いに関係なく、申告はされるのが当然じゃないでしょうか。いかがですか。
- 議長（酒見 喬君） 副町長。
- 副町長（雪野栄二君） 以前も今も、そこは本当勉強不足でした。わかりませんでした。
- 議長（酒見 喬君） 2番議員。
- 2番議員（杉村博明君） あなたは先ほどから私が申してるように税務の経験がありますよね。そこら辺、何でわからないんですか。知りませんでしたじゃ通用しないでしょ。
- 議長（酒見 喬君） 副町長に申し上げますが、はっきり挙手をしてください。副町長。
- 副町長（雪野栄二君） 外国でありまして、名義も私の名義に一切なるところではご

ございませんでしたので、そういうことはないと思っておりました。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） あちらの家族のためと言われますけど、出資はされたんですよね。出されてるんですよね。その収入は全然自分の手元には入ってこないんですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 議員おっしゃいます出資じゃなくて、生活のためにお金を出したってだけです。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） だったら収入はないんですよね。こちらのほうには全然ないということですね。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ありません。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） じゃあですね、副町長が渡航されてたところで、誰かもうイニシャルでいきますけど、THさん、わかりますよね。何度渡航されて、何の目的で行かれてたのか、損害を与えてなかったのか。

[「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 暫時休憩はしません。動議ですか。

○1 1 番議員（橋永芳政君） そうです。

○議長（酒見 喬君） 1 1 番議員から動議が出ておりますが、動議に対する賛成者はいらっしゃいますか。

[賛成者挙手]

○議長（酒見 喬君） 賛成者あり。

[「橋永議員の動議に賛成いたします」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） ちょっと待ってください。動議は1 1 番議員から出ましたので、1 1 番議員のほうから動議の説明をお願いします。1 1 番議員。

○1 1 番議員（橋永芳政君） 当議会につきましては、個人の攻撃というようなことで私受け取りましたので、この議会でそういう個人のことを、プライバシーのことをですね、質問する場じゃないと思います。まだまちづくりとか、地方創生とか、そういう大事なことがあるんじゃないかなと思うので、その辺をもうちょっと協議主体としていただきたいと思いますので、休憩をお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） そのようなことで暫時休憩を申し出ておられますが、私は最初申し上げましたように、個人のプライバシーについては極力控えていただきたいと

いうことを申し上げておきました。しかしながら、最初2番議員がここの演壇に立って申し上げられましたように、税のことを申し述べておられました。それで税の徴収アップだったのか、低下につながったのか、アップにつながったのかということ質問の項目として上げておられました。ですからその事業の質問までは許すけれども、それ以上のことは控えてくださいということは最初申し上げました。今の段階では、個人の事業の段階だと心得ます。したがって副町長が事業は個人の家族のためであって、収入にはつながっていないということでございますので、この件につきましては、町の税収につながるのは個人の収入ではないということですので、2番議員に申し上げますが、その辺のところ打ち切りたいと思いますが、いかがですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 動議は2名以上の、本人を含め1名付けば動議は認めらるっとやなかですか。どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 立山秀喜議員と立山比呂志議員が同意をしております。ですから、今、副議長が言われましたような内容について、その経過を私は説明したところです。それで11番議員が申されますようなことは、そういうことじゃなくて、まちづくりの本当の真意のことについて質問なりしてくれというようなことですよ。

○11番議員（橋永芳政君） 暫時休憩をして、そしてその件につきましてちょっと協議をする意味があるとじやなかでしょうか。

○議長（酒見 喬君） それで暫時休憩よりも必要なことは、一般質問の中でまだ今からその質問を続けていくか、いかないかということによって暫時休憩をするか、せんかにかかわりますが、まだこの件について2番議員は質問をされますか。

2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 時計を止めてください。

○議長（酒見 喬君） 時計を止めるならば暫時休憩します。休憩しますがよろしいですか。

○2番議員（杉村博明君） よろしいです。

○議長（酒見 喬君） それじゃ暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時53分
再開 午後3時01分
-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、2番議員の質問の途中でしたが、その質問の内容にあまりはっきりしたところが副町長の答弁でなかったということで、このようなことになった訳ですが、この辺の経緯を言っていただきたいと思います。

副町長。

○副町長（雪野栄二君） はい。2番議員の質問に返事がということでございます。お答えします。

先ほど、申告の問題を含めた資産の問題でございますけど、生活のために仕送りをやってた件が、むこうで事業をやっていたということで、私の名義でございませんで申告していません。

もうひとつは、滞納徴収に関しましては申し訳ございません。年度、そのときは係長で南関地区を職員2人で回ってましたんで、詳細には記憶しておりませんが、徴収はしておりますので増加したという気持ちはございません。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時02分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番議員の質問の途中でしたので、これを続行してください。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 私のほうから副町長にもう1点、お聞きしたいことがあります。先ほども言いましたようにTHさんとは何度渡航されて、何の目的で行かれてたのか。金銭問題はなかったのか、その他にトラブルはなかったのか、その辺、そこをお聞きします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） THさんという方はわかりました。

[「TSさんですよ、TSさん。名前は挙げなくても結構です」と呼ぶ者あり]

○副町長（雪野栄二君） TSさんですね。

[「もう御存じでしょ」と呼ぶ者あり]

○副町長（雪野栄二君） はい。圃場整備のときに知り合いました、行きましたのは1回です。金銭的な貸借はございません。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 1回で間違いはないですね。

[「と思います」と呼ぶ者あり]

○2番議員（杉村博明君） 金銭のトラブルも今、ないと言われましたけど、本当になかったんですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○2番議員（杉村博明君） 虚偽ないですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○2番議員（杉村博明君） 私が何でここまで副町長を問いただしたかと言いますと、やっぱり町長の次の第2の顔として南関町を盛り上げていってもらうため、また南関町がさらに発展するような町にしていかななくてはならない、町長が一生懸命今、やってる仕事、その足を引っ張らないようにと思って私はあなたの今までの行動、その辺に疑問を感じてこういった答弁になりました。個人的に攻撃されたと思われればそれで構いませんけど、私は町のためを思って言ってるわけです。また、町民の方が疑問に思ってるからこうやってこの場、議会の中で取り上げました。まだまだ疑問に思ってるところがあります。でもこれは個人的な問題になってきますので、私はこの先はちょっと控えたいと思います。

今後、町長の足を引っ張らないようにくれぐれも南関町が発展するように頑張っていってもらわないと困りますので、襟を正して職員時代とはまた変わった意味で副町長という立場を理解されていってほしいと思います。

それにもう1点、この件は終わりました副町長の専決として工事請負費、幾らまでがあなたは専決できますか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） 200万までと思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） はい。確かに200万円です。なぜ聞いたかと言うと、まだ2カ月ちょっと勉強されてると思います。今後、いろんな面で難題がかかってくるかと思っています。それを補佐するのが副町長でありまして、今後いろんな事業、また南関町の企業誘致等、そういったところで町外にも出て行って町長の代役として出る場合もあります。そういったところで恥ずかしくないような副町長であってほしいと思いますので、今後ともしっかりと私は見ていきたいと思いますので、今後とも南関町のために頑張っていってもらわないと困りますのでよろしくお願いしときます。

私の質問は以上で終わりますけど、まとめて終わりたいと思います。

まず、第1点目、英語教育ですね、幼児からの英語教育。この辺はもう早急に新年度からでも対応、新年度から無理だったら次年度で構いませんけど、できるだけ

早め早めの検討、また推進、よろしく申し上げます。

それとまた2点目が、友好都市との姉妹提携、こちらのほうも町長のほうは考えがあられるようですので、その辺は立派な相手方との締結をして、お互い防災協力、文化等交流、そういったのをやっていこうじゃありませんか。ぜひ私も推進したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上で、私のほうから質問を終わらせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、2番議員の質問は終了しました。

続いて、9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（山口純子君） 皆さまこんにちは。9番の山口です。本日は、婦人会の皆さま、町民の皆さま方、南関高校生の傍聴があり、非常に皆が緊張しております。ありがとうございます。

まず、先に通告していました一般質問を行わせていただきます。

まず、佐藤町政1期目中間での評価と今後についてでございます。

上田町政より、住んでよかったプロジェクトを引き継がれて佐藤町政となりました。中間の総括や検証、並びに今後についてお尋ねいたします。

①としまして、定住等の目的に実施されてる事業などは順調に実施されましたか。また、その結果の効果的な事業、成果や課題をお尋ねいたします。②としまして、今後廃止するもの、また新たに新設するものについて検討されているか、お尋ねします。③は、人口の自然減は国により統計的に出されているが、このことを踏まえて人口増の政策は必要だが、現実問題としてひとり暮らしや高齢者問題の政策、また小学校統廃合等も視野に入れる必要があると思われませんが、どう思われますか、お尋ねします。④として、去る11月26日、総務省での300人余りの研究会が開催されたとお聞きします。南関町がプレゼンされましたが、その中でどのようなものをされたか、また全国でも1カ所だけと聞きましたが、その点についてお尋ねします。

あとは自席にて質問いたします。

○議長（酒見 喬君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番、山口議員の佐藤町政1期目中間での評価と今後についての御質問にお答えいたします。

まず、①の定住等の目的に実施されている事業等はされたか、またその結果の効果的な事業等を尋ねるについてお答えいたします。

御存じのとおり、上田前町長在任中の平成23年4月から住んでよかったプロジェクト推進事業を本格的に展開し、今年度で5年目を迎えます。

本プロジェクトは、平成23年度から本年度までの5年間の南関町総合振興計画

の基本計画後期、6章ゆとりある住環境のまちづくりの中の主要施策、定住の促進の中に位置付けてあり、「あふれる緑の中に暮らしやすさを備えたずっと住み続けたいまち」の実現に向けて取り組んできたところでございます。私といたしましても、これを引き続き実施しているところであります。

山口議員のお尋ねである定住等の目的に実施された事業につきましては、18項目からなる本事業の中でどの事業が定住につながるかと聞かれますと、産み、育て、育む環境の整備充実という観点から見ますと、どの事業も定住等を目的に実施してきた事業であります。また、効果的な事業等につきましては、私がいつも申しておりますが、就学前児童数が平成23年度より5年続けて伸びてきており、関所っ子誕生祝金、保育料助成金、チャイルドシート購入費助成金、子ども医療費助成金など、まさに産み育てる環境が整っているからこそその効果だと言えらると思っております。そのほかにも定住住宅取得補助やそれに伴う新築住宅固定資産補助金等は、財産の取得であり、本町在住者はもとより、町外者も本町に転入し、家を取得することによって定住していただくための効果的な事業だと考えております。

高齢者の支援等についても、タクシー料金助成事業や買物宅配サービス事業、このように御高齢になられても安心して住んでいただける策を講じているところであり、本年10月からはどなたでも利用可能な予約型乗り合いタクシー事業も試験運行を開始し、特に公共交通の空白地域にお住まいの方々には手厚い支援となっているところであります。

今後もこの町に住んでよかったと思っただけのように、私はもちろん議員の皆さま、そして職員の皆さんと一丸となってチーム南関として努力してまいり所存でございます。

次に、②の今後廃止するもの、また新たに新設するものについて検討されているか尋ねるについてですが、住んでよかったプロジェクト推進事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成23年度から事業を開始し、5年を一区切りとして本年度が見直しの時期となっております。事業の検証につきましては、役場各課より1名を委員として委嘱し、副町長を会長、まちづくり課長を副会長として8名の委員でまちづくり推進プロジェクト会議を組織し、まちづくり課が事務局となり、会議を開催しているところでございます。

会議につきましては、今年度これまでに5回を重ね、事業評価シートによりそれぞれの事業について実績に基づく評価と今後の方向性について関係課より報告し、協議を重ねてきたところであります。来年度からのプロジェクトについては、現在、廃止するもの、事業の中身について見直しをかけるもの、新たに取組む事業と選別をかけている段階でありまして、まだ明確にどうなるということは言えないとい

うのが現状にあります。ただ、これまでのプロジェクトを土台として、さらに充実した内容にしていきたいと考えているところであります。

③の住んでよかったプロジェクト推進事業におけるひとり暮らしや高齢者への政策としましては、先ほどお答えいたしましたタクシー料金助成事業や買物宅配サービス事業、予約型乗り合いタクシー事業の試験運行を実施しているところでございます。

次に、少子化による児童数の減少が予想される中で小学校統廃合を視野に入れる必要があると思うが、とのお尋ねですが、私はこれまでも一般質問の中で答弁をさせていただいておりますけれども、私はできる限り南関町の地域の小学校は残したいと考えております。住んでよかったプロジェクト推進事業の効果とは考えておりますが、先ほど申しましたとおり、就学前児童数が増加するという現象が見えており、今後も継続するのではないかと期待しておりますし、何があっても継続させたいという考えを持っているところであります。

最後に、④の11月26日に総務省講堂において開催されました第5回自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会についてでございます。高市総務大臣を初め、環境省、資源エネルギー庁、林野庁、金融庁からの出席があり、南関町が総務省からの交付金で取り組んでいるバンブーフロンティア事業と、同じく総務省から委託を受けて取り組んでいる分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定事業についての紹介を行ったものでございます。省庁横断的なメンバーで開催される会議は少ないということではありますが、事業紹介の際に南関ボードや圧縮ブロックの試作品も持って行ってございました。出席の皆さま方も手に取られて多くの方が興味深い取り組みであるとの発言もいただいたところであります。

以上お答えしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） いろいろとお考えいただきまして、私もこの小学校の統廃合も視野に入れる必要があると言いましたけど、本当に町長はできる限り残したい意向でありまして、私もそうは思いますけど、人口がずんずんずん減ってましたらね、まあ強い意思を信じて私も残していただきたいと思います。

それで私はですね、企業誘致、働く場所、町長が得意だと思いますけど、生活できる職場があれば自然に人口は増えると思っております。企業誘致のお考えはありますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 本議会の冒頭の御あいさつの中でも申し上げましたけれども、

5月にFWAVE株式会社様と投資額20億円、雇用も20名から30名のところで調印をさせていただきました。また、先ほど申しました11月にも富士ダイス株式会社様と19億8,000万の投資額ということで調印を済ませておりますけれども、これからですね、南関北中学校の木造校舎も壊されて、それから新しい工場をつくられるということで非常に2件ともすばらしい企業であります。地元雇用をうちの町としても望んでおります。地域住民の方も望んでおられますのでそういったことをしっかりと伝えながら町の協力できる部分を連携していきたいと思っておりますし、もう1つ年明けにもっていう話をさせていただいておりますけれども、まだ今の段階では公表することはできませんけれども、また1月にはですね、大型の増設の調印を計画することにしております。本議会の後にでも議員の皆さま方には御紹介できる部分まではですね、お知らせをしたいというふうに考えておりました、今回20億が3件ぐらい、そういった形でできておりますけれども、その後も今、継続していろんな企業等の交渉を行っております。これからもやっぱり産み、育てやすい環境の整備、そして住む場所と働く場所ということで山口議員も御承知のとおり、やっぱり働く場所があって住む場所があるということが人口の減少に歯止めをかけることになりますので、そういったところを重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 本当に頼もしく思います。それで誘致の条件としては、やはりこの南関は土地が安いとか、固定資産もありますね。それで私も本当に仕事があれば活気が出て人がにぎわう。そして福祉とかがよくなって住みやすくなる、人が増えるといった流れをつくると思いますけど、本当に町長は安心して企業誘致とかお得意中でありましてされておりますね。それで今、地方創生とかいろいろ問題がございますけどですね、本当に今真剣に考えないとですね、国もいずれ南関町も本当に2060年、平成72年、45年後は推計人口が4,779人と見通されて、計画特殊出生率は自然減少では7,500人、努力すればですね、なるっていう統計が出ております。それを基礎としながら将来道州制とか考えて、まあ大きく話がありますが、必要だと思っておりますけど方向性はどんな思われますか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 道州制といいますのは、大きな動きとしては国がやはり中央を統括するためにやっぱり一番やりやすいやり方ではあると思います。県の動きの中でも、今は地域の振興局が拠点化するというのでそういった動きはあっておりますけれども、その中で必要な部分に必要な力を持っていくというのは非常に効果が

あるかもしれませんが、私が考えますのは南関町が将来、道州制、今の道州制でなくても結構ですけども、即合併するということは恐らく、皆さん町民の方も含めて考えておられないんじゃないかと思います。やはり小さな、今現在1万人、そして減少したとしてもどれだけか、ちゃんと自分たちの町が保たれるよう人口がいるとするならば、道州制あるいはこのままの形に限らず私は町が一番町民の皆さんが住んでよかったですと思っていただけるような町の体制が確保できれば、あんまりそういったものにこだわる必要はないかなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 本当に道州制は、前は騒がれてましたけど今、町の合併とかですね、この言葉がもう忘れ去られていますけど、私ちょっと先ほど課長にちょっと尋ねましたけど、住宅を増やすためにグリーンヒルに分譲をされましたね。ちょっと人口が増えるような施策でありますけど、町長が冒頭おっしゃいましたけど、3件の申し込みがあったということですけど、私としては少ないかな、多いかな、全然私はわかりませんが、町長どんな思われますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 実際の契約の段階までいった方が3名でありますので、その他問い合わせとかいろいろあるかもしれませんが、16戸のうち今現在で3件のそういった決定ということは、非常に少ない、残念なところがありますので、今後さらにですね、周知をしながら早期にそういった完売ができるような取り組みを進めていきたいと考えます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 本当にこの人口を増やすためには住居が必要、仕事が必要と先ほどから言いますが、私としては分譲したときにたくさんの応募があるのかなと思って課長に聞いたら、「そんなのはないよ」って言いなはったけど、課長としてのお考えは、まあ面接に来られた方の意向ですね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今回の予約受付の開始が11月の30日から今日が12月の15日ということで、15日間、2週間ほど経っております。12月の5日、6日では現地案内会を開催いたしました。ただ、来場される方はそれまで多くなかったということですが、やっぱり本気で見に来られる方がおられたということで、この3件の申し込みにつながったというふうには思っております。

ただ、不動産、決して安くない買い物となりますので、慎重にされている方もおられると思いますし、近所の方にお聞きしますと、ちょこちょこ見に来られる方もおられるということをお聞きしております。先ほど町長が言いましたように、さら

なる周知に努めていながら早めに完売を目指したいというふうに思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） 今の件ですけど、3 件の方の年代とかは。よろしいですかね、それ。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 子育て世代の方が大部分というふうに思っております。若い方でした。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはりいろんな施策が南関町のプロジェクトも5年目を迎えましたけどですね、住んでよかったプロジェクト。本当に私も子どもも孫もたくさんおりますけど、やはり南関町は住んでよかったと、かねがね私も思っていますし、家族も思っていますし、近所からもそういう声が出ております。それでこれから世の中も本当に変化が、先ほども副町長が言われたように世の中もすごく変化しております。この町で8回されましたけど、増やしたり減らしたりと今、検討中ですがございますけど、ちょっとその案の少しでもありましたら増やすとか、この中の、プロジェクトの中で増やすとか、少しの意見はありませんか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 先ほど町長答弁にありましたように、これまで5回のプロジェクト会議、開催をいたしております。その中で見直すべきもの、充実するもの、それから縮小するものというところも意見は出ております。ただ、ここでお話しすることはできません、まだそこまで発表することはできませんけれども、やはり不公平感等をちょっと検討する必要があるのかなというところの意見も出ておりますので、今しばらくお待ちいただきまして議会のほうには御相談をしていくということになるかと思っております。御報告をしていくということになるかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） この中でよかったプロジェクトで新幹線通勤、この前ちらっと町長が千葉のほうの、正式じゃないけどちょっと都市開発をちらっと聞きましたけど、ここの南関も新幹線もありますし、高速すべての交通便はいいと思っておりますけど、新幹線の定期購入助成金で何名ぐらいの方の利用があつてますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 平成27年度ですけれども、今現在7名の方が御利用になっております。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9番議員（山口純子君） 助成金額が5,000円ということでどれくらいかかるかわかりませんがですね、増やすかあれはわかりませんがですね、本当に今、町では定住促進、少子化、高齢化、ひとり暮らしなどの対策も本当に前向きにやられておりますね。住民の命と財産を守るためにも医療、防災も含め、本当に課題が山積しております。

また、大牟田市、玉名市を中心とする定住自立圏プロジェクトが進展しておりますね、先ほどから出ておりますけど。広域になるほど利便性と不便なことが出てくると考えます。消滅の町とされております南関町も活性化、安心して暮らせる町として、住民でまた新たな住民とが夢と希望を持てる南関町をぜひ実現してもらいたいと思って強く、強く思って私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、9番議員の質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日16日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日は、これにて散会します。起立、礼、御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後3時39分